

2025 年 6 月 20 日

お客様 各位

Ｊトラストグローバル証券株式会社

「約款・規定集」改定のご案内

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび下記のとおり「約款・規定集」について改定を行います。

改定の背景は、次のとおりです。

- ① ログイン時の本人認証における多要素認証の必須化
- ② ログイン時の本人認証における多要素認証の必須化に伴う、免責事項の付加

改定内容は、下記新旧対照表をご確認いただきますようお願いいたします。

ご不明な点は、お取引のある営業部店までご連絡ください。

今後も引き続きＪトラストグローバル証券株式会社をお引立てのほど、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

約款・規定集（総合取引約款） 新旧対照表

（改定日 2025 年 6 月）

下線部が変更箇所

新	旧
（本人認証） 第 5 条 お客様が、当社の提供するインターネットを利用した取引や各種手続き若しくはサービス（以下「インターネット取引等」といいます。）をご利用いただく際には、お客様の部店コード、お客様コード、ログインパスワード、<u>追加認証（多要素認証）に係る情報を入力いただき、お客様毎の専用サイトにログインいただきます。さらに、当社が定める取引やお手続き若しくはサービスをご利用いただく際は、執行パスワードを入力いただきます。これらの操作を通じて、当社は、お客様の入力内容と当社の登録情報の一致をもって、お客様ご本人の操作・お取引であることの確認（以下「本人認証」といいます。）を行います。（以下、部店コード、お客様コード、ログインパスワード、追加認証（多要素認証）に係る情報、執行パスワードを総称して「ログインパスワード等」といいます。）</u> 2 お客様は、前項の本人認証によりご本人であることが確認できた場合にのみ、インターネット取引等のご利用が可能となります。 3 本人認証でご本人であることが確認できない場合は、当社は、お客様のログイン、お取引、各種手続きやサービスの利用をお断りします。 4 ログインパスワード等を失念、漏えいまたは紛失した場合には、速やかに当社までお申出ください。なお、ログインパスワード等を失念、漏えいまたは	（本人認証） 第 5 条 インターネット取引（オールアクセス取引をインターネット経由で取引される場合を含みます。以下「インターネット取引等」という場合があります。）を利用する際には、当社はお客様に部店コード、お客様コード、ログインパスワード、お取引時に使用する暗証番号（以下「執行パスワード」といい、これらの 2 種類のコードおよび 2 種類のパスワードを総称して「ログインパスワード等」といいます。）を発行します。ログインの際にはログインパスワード等による本人確認（以下「本人認証」といいます。）を必要とするものとします。 2 お客様は、前項の本人認証が行えた場合にのみ、インターネット取引等のご利用が可能となります。 3 本人認証ができない場合は、当社は、お客様のお取引をお断りします。 4 ログインパスワード等を失念または紛失した場合には、速やかに当社までお申出ください。なお、ログインパスワード等を失念または紛失によって生じ

新	旧
紛失によって生じた不利益および損害等は、当社は その責任を負いません。 5 （変更なし） 6 本人認証によりご本人であることが確認されて行 われた各種お手続きやお取引およびその結果等につ いては、全て当該本人認証されたお客様に帰属しま す。	た不利益および損害等は、当社はその責任を負いま せん。 5 お客様は、自らの責任と判断に基づき、自らの資 金により、自らのためにインターネット取引等を利用 することとし、理由の如何を問わず、ログインパ スワード等を第三者に使用させ、もしくは譲渡、貸 与、名義変更、売買等を行うことはできないものと します。 6 本人認証がされて行われた取引およびその結果等 については、全て当該本人認証されたお客様に帰属 します。
(免責事項) 第 39 条 当社は、次に掲げる事項により生じるお客 様の損害または費用については、その責を負わな いものとします。 ① お客様ご自身が入力したか否かに拘わら ず、第 5 条第 1 項に掲げる本人認証によりご本 人であることが確認できたうえで、当社が取引 注文を受託し、取引が行われた場合 ② お客様のログインパスワード等または取引情 報等が漏洩し、盗用されたこと、または追加認 証(多要素認証)が設定されていない(設定後に 解除された場合を含む)状態で他のログインパ スワード等のみで本人認証が行われたことによ り生じた損害につき、当社の故意または重大な 過失に起因するものでない場合、または本人認 証でご本人であることが確認できないため、取 引が行えなかった場合 (③～⑬ 変更なし)	(免責事項) 第 39 条 当社は、次に掲げる事項により生じるお客 様の損害または費用については、その責を負わな いものとします。 ① お客様ご自身が入力したか否かに拘わらず、お 客様の部店コード、お客様コード、ログインパ スワード、執行パスワード等の一致により当社が本 人認証を行い、取引注文の申込みを受け、当社 が受託したうえで取引が行われた場合 ② お客様の部店コード、お客様コード、ログイン パスワード、執行パスワード等または取引情報等 が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害につ き、当社の故意または重大な過失に起因するもの でない場合、または部店コード、お客様コード、 ログインパスワード、執行パスワード等が一致し なかったために本人認証を行えず、取引が行えな かった場合 ③ 電話での取引において、当社所定の本人特定事項 の確認を行った上で取引を行った場合、または確認 を行えなかったことにより取引が行えなかった場合 ④ 電話回線が混み合うことにより取引注文が遅延ま たは不能となった場合 ⑤ 本サービスで提供する情報の誤謬、停滞、省略、 中断等により生じた損害につき、当社の故意または 重大な過失に起因するものでない場合 ⑥ 通信回線および通信機器、システム機器の障害、 瑕疵、低下もしくは第三者の妨害による情報伝達の 遅延、不能、誤作動等が生じた場合 ⑦ 所定の手続きにより返還のお申出がなかったた め、または印影が届出印と相違するためにお預りし た金銭または有価証券を返還しなかった場合 ⑧ 各約款等、その他の当社規定(取引ルール等を含 む)および契約事項に反した場合 ⑨ 本サービスの内容またはその利用方法について、 お客様の誤解もしくは理解不足による場合 ⑩ 天災地変、非常事態(戦争、クーデター、金融危 機、市場の閉鎖等)、同盟罷業、外貨事情の急変等、 不可抗力と認められる事由により取引注文の執行、 金銭および有価証券の受渡し、返還、寄託、その他 の事務手続き等が遅延、不能となった場合 ⑪ お客様から届出事項もしくはその変更について届 出がないことにより、お客様の取引注文を受け ず、執行せず、またはお預りした金銭もしくは有価 証券を返還しなかった場合 ⑫ 当社が必要と判断してお客さまに求めた取引時確 認に、適時に応じていただけないことにより、お客 様の取引注文を受けず、執行せず、またはお預り

新	旧
	した金銭もしくは有価証券を返還しなかった場合 ⑬ やむを得ない事由により、当社が本サービスの中 止を申出た場合